

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年7月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県	...
3. 市区町村名	可児市	...
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	...
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kani.lg.jp/	

執行機関名 可児市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童扶養手当法による児童不要手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	可児市福祉医療費助成に関する条例「昭和50年12月23日条例第30号」によるひとり親等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	37	
③ 番号法別表第2の項	57	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第4の項 可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	可児市福祉医療費助成に関する条例 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この条例は、こども、重度心身障がい者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。